



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社
代 表 者 名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL : 03-3279-5536)

事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）から 信託型株式報酬制度への切替えに関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役（国内非居住者を除きます。以下「取締役」といいます。）を対象として、現行の株式報酬制度である PSU（業績連動型株式ユニット）および RSU（譲渡制限付株式ユニット）に代えて、信託型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）へ切替えることを決議いたしました。

これにより、当社は、本制度への切替えに関する議案について、2025 年 6 月 25 日開催予定の第 214 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議いたします。

なお、本制度への切替えについて、本株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、下記同様に、事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）から信託型株式報酬制度への切替えを行う予定です。

記

1. 事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）の報酬枠の廃止

本株主総会での本制度への切替えに関する議案の承認可決を条件として、現行の株式報酬制度に関する報酬枠を廃止し、以後、現行の株式報酬制度に基づく新たなユニットの付与は行わないことといたします。また、本制度の対象となる取締役に対し現行の株式報酬制度により過去付与されたユニットのうち、これに相当する当社普通株式の交付および金銭の給付が行われていないものにつきましては、当該取締役において権利放棄することとし、現行の株式報酬制度からの移行措置として、放棄したユニットの目的となる株式数相当分のポイントを本制度において付与いたします。

2. 本制度への切替えについて

- (1) 当社は、取締役を対象として、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、本制度へ切替えます^(※1)^(※2)。本制度は現行の株式報酬制度とは異なり、毎年の株価の変動が当社の会計処理に影響を与えず、当社においてより安定的かつ効率的な株式報酬制度の運営を実現することが可能となるため、本制度へ切替えるものです。なお、本制度への切替え後も、取締役の株式報酬に係る報酬水準や支給基準等の主な取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に変更はございません。

(2) 本制度への切替えは、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

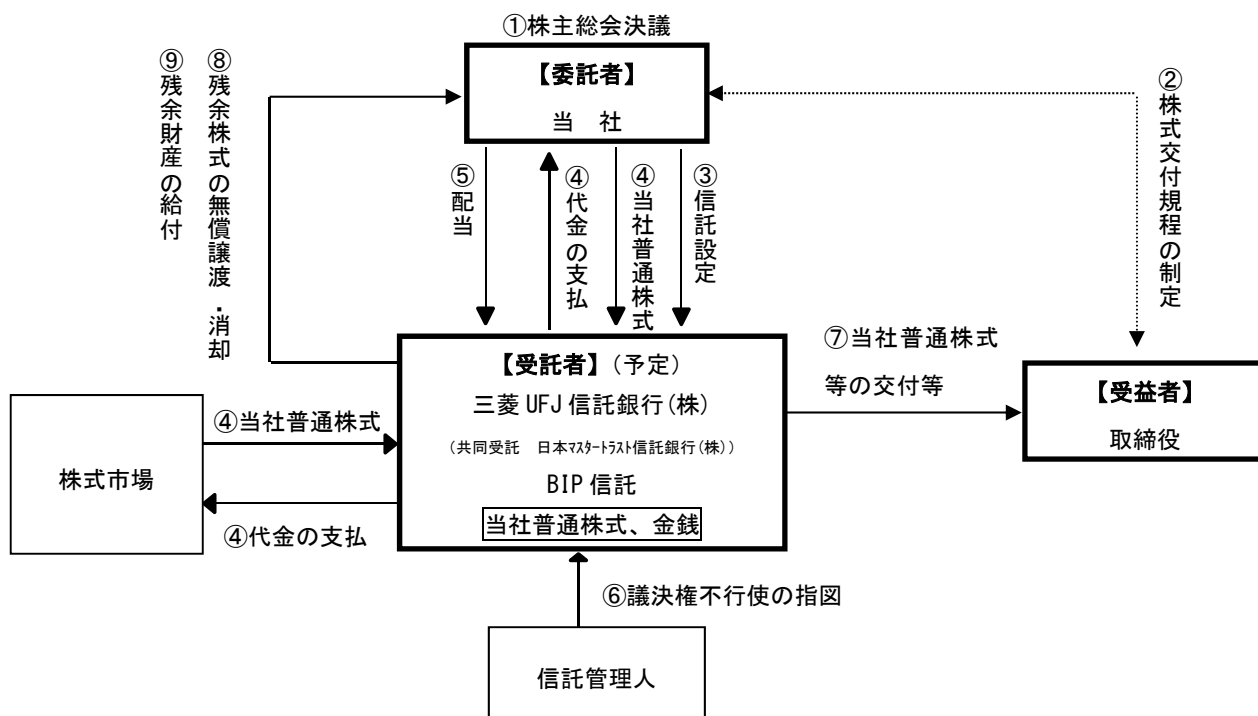
(3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、会社業績指標の達成度等に応じて、当社普通株式および当社普通株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社普通株式等」といいます。）を取締役に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。

(4) 当社は、本制度の実施のため設定したBIP 信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

※1 本制度への切替えにより、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「信託型株式報酬」により構成されることになります。

※2 本制度への切替えにあたり、当社は報酬決定プロセスにおける透明性・客観性等を確保するため、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）における審議を経ております。

3. 本制度の概要



- ① 当社は、本株主総会において、本制度への切替えに関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会決議等の必要な手続きを経て本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社普通株式を株

式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

- ⑤ 本信託内の当社普通株式に対しても、他の当社普通株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社普通株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各取締役に対して毎年一定の時期に、毎事業年度における役位等に応じて、一定のポイントが付与されます。また、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として、本信託の設定後、遅滞なく、本制度への切替えに伴い事後交付型株式報酬としてのユニットを放棄した取締役に対して、放棄したユニットの目的となる株式数相当分のポイントを別途本制度において付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイント（下記（５）に定めます。以下、同じです。）に応じて当社普通株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注）信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役について定められるポイント数に対応した当社普通株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記（７）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

（１） 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社普通株式が信託を通じて取得され、当社が掲げる中期経営計画の期間（以下「対象期間」といいます。）を対象として、会社業績指標の達成度等に応じて、取締役に当社普通株式等の交付等を行う制度です。なお、2026年3月31日で終了する事業年度から開始する当初の対象期間（以下「当初対象期間」といいます。）は、現在の当社の中期経営計画「Re:Start2025 第2フェーズ」の残存期間に対応した1事業年度を対象とします。

本制度は以下の２つに分類されます。

- （ⅰ）対象期間中、事前に定める数のポイント（以下「固定ポイント」といいます。）を毎年付与し、退任後に当社普通株式等の交付等を行う固定株式報酬（Restricted Stock、以下「RS」といいます。）
- （ⅱ）対象期間中、事前に定める数のポイント（以下「業績連動ポイント」といいます。）を毎年付与し、対象期間終了後の業績目標達成度に応じて0～150%の範囲で変動させたうえで、退任後に当社普通株式等の交付等を行う業績連動株式報酬（Performance Share、以下「PS」といいます。）

なお、取締役が当社普通株式等の交付等を受ける時期は、取締役の退任後（死亡による退任を含みます。以下、同じです。）とします。

（２） 本制度への切替えに係る株主総会決議

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役に付与されるポイント（下記（５）に定めます。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続する場合は、当社は、本株主総会で承認決議を得た範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、下記の要件を満たしていることを条件に、株式交付規程に定める所定の手続を経て、当社普通株式等の交付等を受けることができます。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に取締役であること（制度開始日以降に新たに取締役になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 取締役を退任していること
- ④ 取締役が、正当な理由なく取締役を退任したことおよび一定の非違行為があったこと等、取締役会が定める権利喪失事由に該当した者でないこと
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

① 当初の信託期間

2025 年 8 月（予定）から 2026 年 8 月（予定）までとします。

② 本信託の継続

本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、本信託の信託期間を、その時点において当社が掲げる中期経営計画に対応する期間と同期間延長し、当該中期経営計画に対応する事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認を受けた範囲内で金員を追加拠出し、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与および当社普通株式等の交付等を継続します。この信託期間の延長は、一度に限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社普通株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社普通株式で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、当社普通株式とあわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

③ 本信託満了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時（上記信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に對する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に對する当社普通株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数

対象期間中、各取締役に對して毎年一定の時期に、毎事業年度における役位等に応じて、RS である「固定ポイント」と、PS である「業績連動ポイント」をそれぞれ付与します。なお、業績連動ポイントは対象期間終了後の業績目標（当初対象期間においては、連結当期純利益等）の達成度等に応じて 0～150%の範囲で変動します。

ただし、当初対象期間については、本信託の設定後、遅滞なく、本制度への切替えに伴い事後交付型株式報酬としてのユニットを放棄した取締役に対して、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として、放棄したユニットの目的となる株式数相当分のポイントを別途本制度において付与します。なお、このうち、現在の中期経営計画期間中に付与された業績連動ユニットに相当する部分に関しては、現在の中期経営計画の終了後に業績目標（連結当期純利益等）の達成度に応じて業績連動係数（0～150%）を乗じて変動するものとします。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任後にポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社普通株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。ただし、対象期間中に当社普通株式の株式分割・株式併合等によるポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社普通株式数の調整がなされます。

(6) 取締役に対する当社普通株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(5)に基づき算出される数の当社普通株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社普通株式（単元未満株式は切り捨て）の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社普通株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(7) 本制度に拠出される信託金の合計上限額および本信託において取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数の上限

信託期間内に当社から本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数（取締役に付与されるポイントの数）は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 本信託に拠出する信託金の上限

150 百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額（※1）（※2）（※3）

※1 当初対象期間（2026 年 3 月 31 日で終了する 1 事業年度）については、1 事業年度を対象として 150 百万円、その後の対象期間については、中期経営計画の対象となる事業年度が 3 事業年度の場合、3 事業年度を対象として 450 百万円となります。

※2 当初対象期間（2026 年 3 月 31 日で終了する 1 事業年度）においては、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として取締役に付与するポイントにかかる当社普通株式の取得原資として 600 百万円を上限とする金員を別途拠出するものとします。

※3 信託金の上限は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

② 本信託において取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数の上限

40 万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数（※4）（※5）（※6）

※4 当初対象期間（2026 年 3 月 31 日で終了する 1 事業年度）については、1 事業年度を

対象として 40 万株、その後の対象期間については、中期経営計画の対象となる事業年度が 3 事業年度の場合、3 事業年度を対象として 120 万株となります。

※5 当初対象期間（2026 年 3 月 31 日で終了する 1 事業年度）においては、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として、取締役に 26 万株を上限とする株式を別途付与するものとします。

※6 本信託において取締役に対して交付等が行われる当社普通株式等の数の上限は、上記の信託金の上限を踏まえて、当社の株価推移等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社普通株式の取得方法

本信託による当社普通株式の取得は、上記(7)の信託金の上限金額および交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）より取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社普通株式を追加取得することがあります。

(9) クローバック・マルス制度

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、取締役会における決議により、当該取締役に対して、株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収、または既に交付等を行った当社普通株式等相当の金銭の全部もしくは一部の返還請求を求めることができるものとします。

(10) 本信託内の当社普通株式に関する議決権の取扱い

本信託内の当社普通株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(11) 本信託内の当社普通株式に関する配当の取扱い

本信託内の当社普通株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。なお、信託期間満了時に生じた本信託内の当社普通株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(12) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記(4)③の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）信託契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役および執行役員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役および執行役員のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2025 年 8 月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2025 年 8 月（予定）～2026 年 8 月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025 年 8 月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 取締役分 上限 750 百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む）
執行役員分 400 百万円（予定）（同上） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2025 年 8 月（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の 5 営業日から決算期末日までを除く） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上